

第94回定時株主総会招集ご通知

開催日時

2019年6月26日 (水曜日) 午前10時 (受付開始:午前9時)

開催場所

鉄鋼会館 8階 801号室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

決議事項

■第1号議案 剰余金の処分の件

■第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を

除く。) 4名選任の件

■第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名

選任の件

■ 第4号議案 当社の株式の大規模買付行為に

関する対応方針 (買収防衛策)

継続の件

ブルドックソース株式会社

証券コード:2804

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

ここに第94回定時株主総会招集ご通知をお届けいたしますので、ご高覧のうえ議決権の行使をお願いいたしたく存じます。

さて当事業年度は、2018年2月に誕生しました緑の新ブランド『&Bull-Dog』の定着化とともに商品開発力を強化するなど中期経営計画(2017年度~2019年度)の重点課題に取り組んでまいりました。また、女性管理職比率の向上を図るとともに、より働きやすい職場づくりを実践し、更なる働き方改革を推進してまいりました。

2019年度は中期経営計画重点課題の継続的な取組みと併せて、グループ生産体制の再構築に注力し、ブルドックソースグループの競争力向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

企業目的

自然の恵みのおいしさで、 食の幸せを世界に広げる ブルドックソースグループ



代表取締役 社長執行役員 石垣 幸俊

証券コード2804 2019年6月5日

東京都中央区日本橋兜町11番5号

ブルドックソース株式会社

代表取締役 **石垣幸俊** 社長執行役員

第94回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る6月25日(火曜日)午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2019年6月26日(水曜日)午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 8階 801号室

(末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第94期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第94期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

以上

[◆]当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。 また、株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その 議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面(委任状)のご提出が必要となりますのでご 了承ください。

[◆]株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.bulldog.co.jp/)に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時

2019年6月26日(水) 午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 鉄鋼会館8階801号室

(末尾のご案内図をご参照ください。)



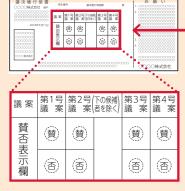
郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。 (下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限

2019年6月25日(火) 午後5時40分到着分まで

議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第2号議案について

- ・全員賛成の場合………▶賛に○印
- ・全員反対の場合………▶否に○印
- ・一部候補者に反対の場合…▶賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄 に記入

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、会社の業績や財務状況に加えて、将来の事業展開及び中長期的な事業の継続的成長のための適切な内部留保と継続的、安定的な配当を維持するという基本方針から総合的に判断した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭といたします。
	当社普通株式 1 株につき金20円 配当総額 135,929,520円
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	これにより、2018年12月にお支払いしております中間配当金 (1株につき金15円)と合わせた年間配当金は、1株につき金 35円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月27日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。)3名 全員が任期満了となります。つきましては、更なる経営の透明性の確保とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を 図るため社外取締役1名を増員し、取締役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案が原案どおり承認された場合には、監査等委員である取締役を含め、当社取締役7名のうち4名が独立社外取締役となり、取締役会の過半数が独立社外取締役で構成されることとなります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者とも当社の取締役の選任 方針・基準に従い適正に選定されているため、特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏	名		現在の地位及び担当等	属	性
1	石	́ き 	υ č	俊	代表取締役 社長執行役員 品質管理部担当 イカリソース株式会社代表取締役社長	再	任
2	<i>*</i>	< に 或	惠	藏	代表取締役 副社長執行役員 生産体制再構築プロジェクト委員長	再	任
3	佐	藤	貢	い ち <u></u>	取締役 専務執行役員 経営企画室担当兼総務人事部担当兼経理財務部担当兼 海外事業推進室長 イカリソース株式会社取締役	再	任
4	す ず 公 立	*	호 と 智	予		新	任

候補者 番 무

いしがき ひさとし 幸俊 (1954年7月4日生: 64歳) 证



所有する当社株式の数

13.500株

略歴、当社における地位及び担当

1978年10月 当計入計

2000年4月 当社マーケティング室長

2000年6月 当社取締役マーケティング室長

2001年4月 当社取締役経営企画室長

2005年9月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役

2011年6月 当社専務取締役

2017年4月 当社代表取締役社長

2018年4月 当社代表取締役社長執行役員

当社代表取締役社長執行役員 2019年 4 月 品質管理部担当

現在に至る

▶ 重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 代表取締役社長

再任

取締役候補者 とした理由

石垣幸俊氏は、2005年から当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカ リソース株式会社の代表取締役社長を務めており、また、2017年4月からは当社代表取締役 社長としてグループ全体を統括し、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しており ます。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者 番

或

けいぞう

(1950年5月4日生:69歳)

믁

略歴、当社における地位及び担当



所有する当社株式の数

13.600株

1974年 4 月 当社入社

1998年4月 当社研究所長

当社取締役研究所長 2000年6月

2007年6月 当社常務取締役商品開発センター長

兼商品開発部長兼研究所長

当社専務取締役生産担当兼物流管理 2011年6月

部担当兼研究開発部担当兼原料調達 部長兼鳩ヶ谷工場長

当計專務取締役生産担当兼物流管理 部担当兼経営企画室長兼原料調達部

長兼鳩ヶ谷工場長

2017年4月

当社代表取締役副社長生産担当兼

物流管理部担当兼原料調達部長兼 鳩ヶ谷工場長

2018年4月

当社代表取締役副社長執行役員生産 担当兼原料調達部担当兼品質管理部

担当

2018年11月

当社代表取締役副社長執行役員 生産体制再構築プロジェクト委員長

現在に至る

再任

取締役候補者 とした理由

2016年 4 月

三國惠藏氏は、研究開発部門や生産部門、そして原料調達部門の要職を歴任し、卓越した専 門知識、豊富な業務経験と実績を有し、2018年11月からは当社グループ全体の生産体制再 構築を牽引する任についております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、 取締役候補者といたしました。

候補者 番

こういち

(1955年11月27日生: 63歳)



所有する当社株式の数

再任

10.000株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月 当計入計 当社マーケティング室経営企画部長 2000年4月 2001年4月 当社商品開発部長

2003年4月 当社総務部長 2006年7月 当社執行役員総務部長

2007年6月 当社取締役経営企画室長 2011年6月 当社常務取締役経理財務部担当兼

経営介画室長

当社常務取締役経理財務部担当兼 2016年4月 総務人事部長

2017年4月 当社常務取締役経理財務部担当兼

経営企画室長

2018年4月 当社取締役常務執行役員総務人事部担当兼経理 財務部担当兼経営企画室長

当社取締役専務執行役員総務人事部担当兼経理 2018年6月 財務部担当兼経営企画室長

2018年11月 当社取締役専務執行役員

> 経営企画室担当兼総務人事部担当兼経理財務部 担当兼生産担当兼原料調達部担当兼品質管理部

2019年 4 月 当社取締役専務執行役員

経営企画室担当兼総務人事部担当兼経理財務

部担当兼海外事業推進室長

現在に至る

重要な兼職の状況

イカリソース株式会社 取締役

取締役候補者 とした理由

佐藤貢一氏は、商品開発部門や総務人事部門、そして経営企画部門の要職を歴任し、経営方針や事 業計画及び経営戦略の策定等に貢献し、2019年4月からは海外事業を推進すべくリーダーシップを 発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。

候補者

さと

(1973年11月22日生: 45歳)



略歴、当社における地位及び担当

1996年10月

監査法人トーマツ

(現有限責任監査法人トーマツ)入所

2003年9月

公認会計士登録 鈴木智子公認会計士事務所開設代表 (現在)

2005年8月 2006年3月

税理十登録

2006年7月

特定非営利活動法人プラネットファイナ ンスジャパン(現特定非営利活動法人ポ ジティブプラネットジャパン) 監事(現在)

2010年9月 特定非営利活動法人まちづくり情報 センターかながわ監事 (現在)

特定非営利活動法人NPO会計税務 2012年9月 専門家ネットワーク理事

いちごホテルリート投資法人監督役員 2015年7月

現在に至る

所有する当社株式の数

___ 株

新任

社外取締役 候補者 とした理由

鈴木智子氏は、公認会計士事務所や特定非営利活動法人での業務及び会計の監査、そして投資法 人での職務執行の監督経験などを通じて企業経営及び会計に関する幅広い見識を有しております。 なお、同氏は、直接業務を執行する立場で会社経営に関与した経験はありませんが、これらの実 績から、当社の経営に対する様々な助言及び意見が期待でき、その職務を適切に遂行できるもの と判断し、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 鈴木智子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏の戸籍上の氏名は、宮村智子であります。
 - 3. 当社は、鈴木智子氏の選任が承認された場合には、同氏との間において、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する 損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。
 - 4. 鈴木智子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏を独立役員として同 取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2018年6月27日開催の第93回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役宮本克己氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宮本 売 ご (1954年10月18日生: 64歳)	1973年4月 国税庁入庁 2008年7月 絞別税務署長 2014年7月 京橋税務署長 2015年8月 税理士登録 2015年8月 宮本克己税理士事務所開設 現在に至る	一株

- (注) 1. 宮本克己氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 宮本克己氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
 - 3. 宮本克己氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、これらの専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に充分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - 4. 宮本克己氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。

第4号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、2007年8月30日開催の当社取締役会において、「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針」の導入を決定し、その後、2008年6月25日開催の当社第83回定時株主総会において、同対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様の過半数のご賛同を得て承認可決していただきました。また、2010年6月25日開催の当社第85回定時株主総会、2013年6月26日開催の当社第88回定時株主総会及び2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会において、それぞれ出席株主の皆様の過半数のご賛同を得て継続しております(当社第91回定時株主総会において継続した当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)を、以下「旧対応方針」といいます。)。その後引き続き、当社は、社会・経済情勢の変化、昨今の買収防衛策に関する議論の進展等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させることを目的として、継続の是非も含めて検討を進めてまいりました。

その結果、2019年6月26日開催予定の当社第94回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の終結時に旧対応方針の有効期間が満了することを受けて、当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株式の大規模買付行為(下記2.(1)で定義されます。以下同じです。)に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決定いたしました。本対応方針に係る手続の流れの概要につきましては、別紙1をご参照下さい。なお、本対応方針の有効期間は、2022年6月に開催予定の当社第97回定時株主総会の終結時までとします。

なお、本対応方針の継続に当たっては、一部字句の修正等の形式的な変更を行っておりますが、本対応方針の内容に、旧対応方針からの実質的な変更はありません。

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は、ソース類の製造販売事業を主たる事業としておりますが、当社が大規模買付者(下記2.(1)で定義されます。以下同じです。)から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況、当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、及び具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うことは、極めて重要であると考えられます。

株主の皆様が大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に 提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業及び上記の様々な取組みの内容に精通している当 社取締役会から提供される情報、当該大規模買付行為に関する当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が 株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の観点から大規模買付行為の条件・方法等を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法等について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上に資するものであるか否かの評価・検討等をした結果として、当該大規模買付行為が、当社の株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うものであったり、株主の皆様に当社の株式の売却を事実上強要し、又は、株主の皆様を当社の真実の企業価値を反映しない廉価で当社の株式を売却せざるを得ない状況に置くような態様によるものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要かつ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがいまして、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、当該要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して 当社の株式の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。

2. 本対応方針の内容

(1)大規模買付ルールの設定

本対応方針においては、次の①若しくは②に該当する行為又はこれらに類似する行為(但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)がなされ、又はなされようとする場合には、大規模買付者に以下に定める手

続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守していただくこととします。また、所定の場合には、本対応方針に 基づき大規模買付行為に対して対抗措置が発動されることがあります。

- ①当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)の合計が20%以上となる買付け
- ②当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- (注1)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。)があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項及び用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項及び用語を実質的に継承する法令等の各条項及び用語に読み替えられるものとします。
- (注2)金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注3)金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注4)金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- (注5)金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注6)金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- (注7)金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

(a) 「大規模買付意向表明書」の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長執行役員に対して、以下の事項を 日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を当社の定める書式で提出していただきます。

- (i)大規模買付者の概要
 - ①氏名又は名称及び住所又は所在地
 - ②代表者の氏名
 - ③会社等の目的及び事業の内容
 - ④大株主又は大口出資者(所有株式数又は出資割合上位10名)の概要
 - ⑤国内連絡先
 - 6設立準拠法
- (ii)大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、及び、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況
- (iii)大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要
 - ①大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数
 - ②大規模買付行為の目的の概要(支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等^(注8)を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)

(iv)大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、「大規模買付意向表明書」の提出に当たっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

(注8)金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

(b) 「大規模買付情報」の提供

上記(a)に記載の「大規模買付意向表明書」をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日(初日不算入)以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「大規模買付情報リスト」を上記(a)(i)⑤に記載の国内連絡先宛に発送し、かつ、株主の皆様に開示いたしますので、大規模買付者には、大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が、財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、大規模買付行為の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供することができない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ①大規模買付者及びそのグループの詳細(その名称、沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、代表者、役員及び社員その他の構成員の氏名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況、並びに、大規模買付者のグループの関係(資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革を含みます。)の概略を含みます。)
- ②大規模買付行為の目的(大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(大規模買付行為の適法性に関する意見を含みます。)

- ③買付対価の種類及び金額(有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類及び交換比率、有価証券等及び金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率及び金銭の額を記載していただきます。)、並びに当該金額の算定上の基礎及び経緯(算定上の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。)
- ④大規模買付行為に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先の概要 (預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。)
- ⑤大規模買付者グループによる当社の株券等の過去の全ての取得時期及び当該時期毎の取得数・取得価額、 並びに、当社の株券等の過去の全ての売却時期及び当該時期毎の売却数・売却価額
- ⑥大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下「担保契約等」といいます。)がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ②大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の 第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、 契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の 具体的内容
- ⑧支配権取得又は経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針。当社と同種事業を目的とする会社その他の法人(日本以外の国におけるものも含みます。)に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社及び当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容及び必要性
- ⑨純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、 売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規 模買付行為を行う場合には、その必要性
- ⑩重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為

等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

- ⑪大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由及びその内容
- ⑩大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由
- ③大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的及び内容並びに 当該第三者の概要
- ⑭当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に 変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑤反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無(直接・間接を問いません。)及び関連性が存する場合にはその詳細、並びに、反社会的勢力ないしテロ関連組織に対する対処方針

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかった情報については、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。)が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。)するとともに、その旨を開示いたします。

(注9)なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めのない限り同じです。

(c)取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株券等の全てを対象とする公開買付けによる大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(3)(b)(ii)に記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(但し、延長は原則として一度に限るものとします。)。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時かつ適切に開示します。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主総会を招集する場合については、下記(2)(a)(ii)をご参照下さい。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討等し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法等について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(a)対抗措置発動の条件

(i)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができることといたします。

(ii)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関する大規模買付情報及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合であっても、 当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。具体的には、別紙2に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合又は該当すると客観的合理的に疑われる事情が存する場合には、原則として、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合に該当するものと考えます。

(iii)本新株予約権の無償割当てを株主総会に付議する場合の取扱い

当社取締役会は、本新株予約権(下記(b)で定義されます。以下同じです。)の無償割当てを当社株主総会に付議するために、臨時株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後事務手続上可能な最も早い日

において当該臨時株主総会を開催し、本新株予約権の無償割当てについての承認に関する議案を上程するものとします。

(iv) 当社が対抗措置を発動しない場合

上記(i)及び(ii)にかかわらず、(ア)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合、又は(イ)大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い若しくは行おうとする場合であって当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断する場合であっても、当社の総株主の議決権の過半数を有する株主の皆様が大規模買付行為に応じる意思を書面にて表明した場合には、当社は、対抗措置を発動しないものとします。

(b)対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、当社取締役会の決議に基づき、概要を別紙3に記載する新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。但し、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社定款第18条第1項に従い、当社株主総会に付議することがあります。また、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

(3) 本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(a)株主の皆様のご意思の確認

(i)本対応方針の導入等に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、この議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、旧対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認可決された場合にも、当社は、本対応方針の有効期間中にその後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとします。当社の監査等委員でない取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の監査等委員でない取締役全員が任期満了となります。したがって、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における監査等委員でない取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。

(ii)対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、独立委員会が株主総会を招集することを勧告した場合、又は、そのような勧告がない場合であっても対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、下記(b)(ii)に定める独立委員会への諮問に加えて、本新株予約権の無償割当てを当社定款第18条第1項に従い、当社株主総会に付議することができます。当社取締役会は、本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主総会の決議に従うものとします。

大規模買付者は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを当社株主総会に付議することを決定した場合には、当該株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(b) 独立委員会の設置及び諮問等の手続

(i)独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います(但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)が、その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。本対応方針導入時の独立委員会の委員には、監査等委員である社外取締役の小島一夫氏、石川博康氏及び永島惠津子氏、並びに、本定時株主総会における監査等委員でない社外取締役の候補者である鈴木智子氏の合計4名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙4に記載のとおりです。

(ii)対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するに当たっては、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします(但し、上記(a)(ii)に定める株主総会を招集する場合には、当該株主総会の決議に従います。)。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員である取締役の全員を含む当社取締役全員の一致により発動の決議をすることといたします。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に

基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(iii)発動した対抗措置の中止又は撤回

当社取締役会が本対応方針に従って対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合、又は、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保若しくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記①又は②の場合に該当するに至った具体的事情を提示した上で、改めて独立委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止又は撤回を検討するものとします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記独立委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、発動した対抗措置を、当社取締役会は通常の決議により中止又は撤回し、速やかにその旨を開示いたします。なお、対抗措置として、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、本新株予約権無償割当ての基準日に係る権利落ち日(以下「本権利落ち日」といいます。)の前々営業日までであれば本新株予約権の無償割当てを中止又は撤回する場合がありますが、本権利落ち日よりも前に、本新株予約権無償割当てが実施されて当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを信頼して当社の株式の売買を行われた一般投資家の皆様が株価の変動により損害を被らないよう、本権利落ち日の前営業日以降は、本新株予約権無償割当ては中止又は撤回しないものとします。但し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得する場合があります(この場合には、下記4.(2)のとおり、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提として当社株式の売買を行った株主の皆様が株価の変動により損害を被る可能性があります。)。

(iv)独立委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として必要かつ十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、上記の対抗措置の発動の是非及び発動した対抗措置の維持の是非以外についても、任意に独立委員会に対して諮問することができるものとし、独立委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、当該独立委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(c) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、2022年6月に開催予定の当社第97回定時株主総会の終結時までといたします。

なお、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は、②当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1)株主意思を重視するものであること

上記2.(3)(a)(i)に記載のとおり、当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、この議案が承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。本定時株主総会において当該議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、旧対応方針についても本定時株主総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

また、本定時株主総会において本対応方針の導入に関する議案が承認可決された場合にも、その後開催される毎年の定時株主総会の後、最初に開催される当社取締役会において、当該定時株主総会の結果を踏まえて、本対応方針を維持するか否かを改めて検討し決定することとしております。当社の監査等委員でない取締役の任期は1年であることから、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会終結時に当社の監査等委員でない取締役全員が任期満了となりますので、本定時株主総会終了後に開催される毎年の定時株主総会における監査等委員でない取締役の選任議案に関する議決権の行使を通じても、本対応方針に関する株主の皆様のご意思が確認される予定です。さらに、上記2.(3)(a)(ii)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社株主総会に付議し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様のご意思を確認させていただくことができるものとしております。

加えて、上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針の有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認可決された場合、又は②当社株主総会において選任された取締役によって構成される当社取締役会において本対応方針を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止又は変更されます。

(2)買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上

のための買収防衛策に関する指針]の定める三原則(①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。なお、当社は、買収防衛策に関するコーポレートガバナンス・コードの原則(原則1-5、補充原則1-5①)をいずれも実施することとしております。

(3) 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1.に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(4) 合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本対応方針は、上記2.(2)(a)に記載のとおり、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5)独立委員会の設置

上記2.(3)(b)(i)に記載のとおり、当社は、本対応方針において、大規模買付ルールに従って一連の手続が進行されたか否か、及び、大規模買付ルールが遵守された場合に当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を発動するか否かについての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(c)に記載のとおり、本対応方針は、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがいまして、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社取締役会は、任期が2年の監査等委員である取締役と任期が1年の監査等委員でない取締役により構成されておりますが、当社取締役会の構成員を交代させることにより買収防衛策の発動を阻止するのに不当に時間

を要するわけではありません。そのため、本対応方針は、いわゆるスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の 交代を一度に行うことができないため、買収防衛策の発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策のことをいいま す。)でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがいまして、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、原則に従い本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で、別途定められる効力発生日において、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3) (b) (iii) に記載の手続等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止又は撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

(3)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主及び投資家の皆様に与える影響本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、本新株予約権の無償割当てに係る基準日以降、本新株予約権の行使又は取得の結果として株主の皆様に株式が交付される場合には、株主の皆様に株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意下さい。

5. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続

(1)本新株予約権の無償割当ての効力発生日における手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込み等の手続は不要です。

(2)本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使又は取得に際して株主の皆様に必要となる手続当社が本新株予約権を取得条項に基づき取得する場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第273条、

第274条)に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項毎に、当社取締役会の決議を行い、かつ、新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、取得を行います。また、大規模買付者以外の株主の皆様に本新株予約権の行使可能期間の到来を待って本新株予約権を行使していただく場合には、当社は、会社法に定められた手続(会社法第279条第2項)に従い、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後遅滞なく、新株予約権者の皆様に対して、割当ての通知を行いますので、株主の皆様におかれましては、行使可能期間内に本新株予約権を行使して下さいますようお願い申し上げます(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)。

なお、いずれの手続を行う場合であっても、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示を行いますので、対抗措置が発動される場合には、株主の皆様におかれましては、当社からなされる情報開示にご留意下さい。

6. その他

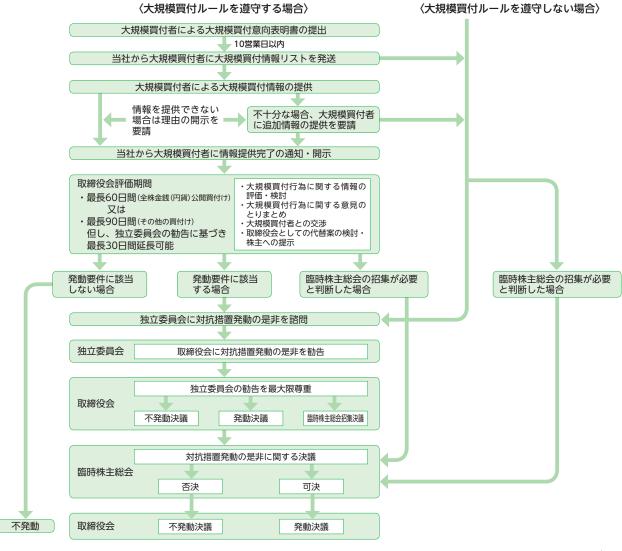
本対応方針は、2019年5月14日開催の当社取締役会において監査等委員である社外取締役3名を含む出席取締役全員の賛成により決定されたものですが、いずれの監査等委員である取締役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等、並びに、会社法、金融商品取引法又は各金融商品取引所の上場規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、又は本対応方針に代わる別途の防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

(別紙1)

大規模買付行為に関する対応方針フローチャート



[※]上記フローチャートは「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)」(本対応方針)における大規模買付ルールの概要をご理解 いただくための参考資料です。詳細については、本対応方針の本文をご確認下さい。

(別紙2)

当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる類型

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の取得を行っていると判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容(当該取得の時期及び方法を含みます。)、違法性の有無、実現可能性等を含みます。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (6) 大規模買付者の提案する当社の株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益が毀損され、その結果として、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

株主総会参考書類

- (8) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該 大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (9) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であり、当該大規模買付者が当社の支配株主となることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合
- (10) その他(1) 乃至(9) に準じる場合で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと判断される場合

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済みの普通株式の総数(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。)の同数以上で当社取締役会が別途定める数とします。

2. 割当対象株主

(別紙3)

割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式(但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。) 1 株につき 1 個以上で当社取締役会が別途定める数の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株(以下「対象株式数」といいます。)とします。但し、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は本新株予約権の目的である当社の普通株式1株当たり1円とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者^(注10)、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者^(注11)、④特定大量買付者の特別関係

者、若しくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者(注12)(これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、その対価として、本新株予約権と引き替えに本新株予約権1個につき当該取得日時点における対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、非適格者が有する本新株予約権を取得することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条項の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとします。

11. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

- (注10) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注11) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。)の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定めるものを含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
- (注12) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に規定されます。)をいいます。

以上

独立委員会委員の略歴

1971年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行

1999年 9 月 富士証券株式会社(現みずほ証券株式会社)出向 同社常務執行役員

2001年7月 昭栄株式会社(現ヒューリック株式会社)執行役員企画部長

2006年 3 月 同社取締役専務執行役・CFO

2011年6月 当社社外監査役

2015年1月 株式会社東横イン顧問(現職)

2016年6月 当社社外取締役「監査等委員」(現職)

※東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員(独立役員)として届け出ております。

いしかわ ひろやす

(別紙4)

石川 博康 [当社監査等委員である社外取締役]

1984年12月 裁判所入所

1992年 4 月 弁護士登録

2000年 1 月 石川総合法律事務所開設

2006年5月 株式会社トレジャー・ファクトリー社外監査役(現職)

2007年 4 月 アーク法律事務所開設 代表弁護士(現職)

2007年6月 当社社外監査役

2015年 6 月 当社社外取締役

2016年6月 当社社外取締役 [監査等委員] (現職)

[※]東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員(独立役員)として届け出ております。

株主総会参考書類

ながしま ぇっ こ **永島 惠津子**[当社監査等委員である社外取締役]

1978年10月 等松・青木監査法人(現有限責任監査法人トーマツ)入所

1980年 7 月 公認会計士附柴会計事務所入所

1982年10月 公認会計士登録

1988年6月 公認会計士永島会計事務所開設代表(現職)

2008年4月 監査法人ベリタス 代表社員

2015年6月 当社社外監査役

2016年6月 当社社外取締役[監査等委員](現職)

※東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員(独立役員)として届け出ております。

まず き さと こ **鈴 木 智 子** [当社社外取締役就任予定]

1996年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所

2003年 9 月 公認会計士登録

2005年8月 鈴木智子公認会計士事務所開設代表(現職)

2006年 3 月 税理士登録

2006年7月 特定非営利活動法人プラネットファイナンスジャパン(現特定非営利活動法人ポジティブプラネット ジャパン)監事(現職)

2010年9月 特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ監事(現職)

2012年 9 月 特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク理事

2015年7月 いちごホテルリート投資法人監督役員(現職)

2019年6月 当社社外取締役就任予定

※東京証券取引所有価証券上場規程に定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外役員(独立役員)として届け出る予定であります。

以上

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用環境や企業収益の改善が進むなか、個人消費や設備投資において持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続いております。

食品業界におきましては、人手不足による人件費や物流費高騰などコストの上昇リスクが高まっており、依然として不透明な経営環境で推移しております。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画の達成に向け、①最適な生産体制の検討、② 働き方改革の推進、③更なるグループシナジーの創出という当期のテーマの下、引き続き経営基盤の 強化を推進してまいりました。また、「自然の恵みのおいしさで、食の幸せを世界に広げる」ことを企 業目的としております当社グループは、安全・安心・信頼できる企業として以下の取組みを行いまし た。

ブルドックソース株式会社では、2019年2月に200ml新容器シリーズとして健康をサポートするソース3品と新感覚のソース2品を発売いたしました。この新容器はお客様からのご意見・ご要望を取り入れ、使いやすく資源保護の観点から廃棄時の処理もしやすくなっております。そして緑のマークの新ブランド「&Bull-Dog」からドレッシングシリーズ4品の新商品を発売いたしました。さらに、大容量のハンバーグソースとステーキソースを発売し、様々な食シーンに合わせて食卓を彩るご提案をいたしました。

イカリソース株式会社では、2019年2月にドレッシング新ブランド「季の皿(ときのさら)」3品を発売したほか、次世代ウスターソースとして「はちみつりんごウスターソース」など2品、洋食ソースの追加アイテムとして「すりおろしオニオンとトマトのデミグラスソース180」、そして野菜のドレスシリーズ新商品・リニューアル品6品と合計12品の新アイテムで「幸せなダイニング」を演出してまいりました。

また、2月に幕張メッセで開催されたスーパーマーケット・トレードショーにはブルドックソース・イカリソースのグループ共同ブースで出展し、業務用商品の紹介と内食・中食にむけたメニュー提案を行い小売・中食業界へPRいたしました。

その他にも地域の皆様とふれあう機会を増やすべく、2018年11月に館林工場(群馬県館林市)の ふれあい会、2019年2月に鳩ヶ谷工場(埼玉県川口市)のソースづくり体験教室、同年3月に鳩ヶ谷 工場見学会を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は170億1千万円(前連結会計年度比1.3%増)となりました。利益面につきましては、前連結会計年度の1月より稼働した大型設備投資による減価償却費の増加及び広告宣伝などのマーケティング費用の増加等により、営業利益は4億3千万円(前連結会計年度比40.6%減)、経常利益は10億2千万円(前連結会計年度比18.7%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は7億7千3百万円(前連結会計年度比12.4%減)となりました。

(2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は3億9千8百万円となりました。

主なものとしては、当社鳩ヶ谷工場、館林工場及びイカリソース西宮工場におけるソース製造設備の定常的な更新に係わるものです。

(3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、資金調達を行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「自然の恵みのおいしさで、食の幸せを世界に広げる」という企業目的のため、当社グループをとりまく経営環境やお客様のライフスタイルの変化に常に対応し、「主力事業であるソース事業の拡充」及び「事業領域の拡大」という課題に取り組んでまいりました。具体的には生産設備を増強した館林工場において、グループを挙げて21品を追加投入した新容器使用の新商品・リニューアル品の安定生産に注力する等、グループ生産体制の再構築に取り組み、グループシナジーを追求するとともに、2017年度に立ち上げた緑の新ブランド「&Bull-Dog」の下、ソースにとどまらないブランド展開を行い、事業領域をたれ・ドレッシング類まで広げ、継続的な発展及び経営基盤の安定を図ってまいりました。

2019年度は、業務改革の推進をグループ共通の重要課題に掲げております。具体的には業務用推進部の新設による業務用商品販売体制の強化、働き方改革による時間当たりの生産性の向上、グループ生産体制の再構築の他、更なるグループシナジーの追求等により当社グループ全社員の力を最大限に発揮する取り組みを進めてまいります。

これからもお客様の長年のご愛顧にお応えできるよう、いつの時代にも変化に対応した新しい価値 を提供できる体制を整え、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

区分		第91期 (2015年4月から) (2016年3月まで)	第92期 (2016年4月から) 2017年3月まで)	第93期 (2017年4月から) (2018年3月まで)	第94期 (当連結会計年度) (2018年4月から (2019年3月まで)
売上高	(百万円)	16,666	16,760	16,791	17,010
経常利益	(百万円)	1,101	1,199	1,254	1,020
親会社株主に帰属する当期純利	益(百万円)	728	808	883	773
1 株当たり当期純利益	(円)	106.59	118.71	131.03	115.39
総資産	(百万円)	23,671	25,723	27,405	26,028
純資産	(百万円)	17,886	19,332	20,272	20,018
1 株当たり純資産額	(円)	2,617.60	2,868.19	3,023.00	2,985.21

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しており、第91期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
 - 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。
 - 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第94期の期首から適用しており、第93期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡及適用した数値で表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金(千円)	出資比率(%)	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000	100.0	ソース類の製造販売
株式会社Bullフーズ	30,000	100.0	ソース類の製造販売

(7) 主要な事業内容

ソース類の製造及び販売

(8) 主要な事業所及び工場 (2019年3月31日現在)

① 当社の事業所及び工場

本 店 東京都中央区

支店等業務用販売部・首都圏販売部(東京都中央区)、

札幌(北海道札幌市)、仙台(宮城県仙台市)、

関東(栃木県宇都宮市)、名古屋(愛知県名古屋市)、

大阪(大阪府大阪市)、福岡(福岡県福岡市)

工 場 鳩ヶ谷 (埼玉県川□市)、館林 (群馬県館林市)

② 主要な子会社の事業所及び工場

イカリソース株式会社

本 店 兵庫県西宮市 (本社事務所 大阪府大阪市)

工 場 西宮 (兵庫県西宮市)

株式会社Bullフーズ

本 店 東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減(名)
ソース類製造販売事業	235	9 (増)
全社(共通)	67	6 (増)
合 計	302	15(増)

⁽注) 1. 従業員数は、就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
220名	15名増	42.0才	15.3年

⁽注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

^{2.} 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社みずほ銀行	86,698
日本生命保険相互会社	100,000
第一生命保険株式会社	100,000
株式会社三井住友銀行	160,000

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(2) 発行済株式総数 6,977,440株 (自己株式180,964株を含む。)

(3) 株主数 6,604名

(4) 大株主(上位10名)の状況

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
ブルドック持株会	309	4.56
興和株式会社	240	3.53
佐藤食品工業株式会社	233	3.44
日本生命保険相互会社	220	3.25
凸版印刷株式会社	213	3.14
養命酒製造株式会社	186	2.74
株式会社福岡銀行	186	2.74
第一生命保険株式会社	173	2.56
日新製糖株式会社	146	2.16
株式会社愛知銀行	130	1.92

⁽注) 1. 当社は、自己株式を180.964株保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

^{2.} 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

^{3.} 持株比率は、自己株式(180,964株)を控除して計算しており、小数第3位以下を四捨五入して表示しております。

^{4.} 当社は、「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、上記持株比率の算定上、控除しておりません。

3 会社の新株予約権等に関する事項 (2019年3月31日現在)

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石 垣 幸 俊	イカリソース㈱代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	三 國 惠 藏	生産体制再構築プロジェクト委員長
取締役専務執行役員	佐藤貢一	経営企画室担当兼総務人事部担当兼経理財務部担当兼 生産担当兼原料調達部担当兼品質管理部担当 イカリソース㈱取締役
取締役 (監査等委員)	小島一夫	㈱東横イン顧問
取締役 (監査等委員)	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 ㈱トレジャー・ファクトリー社外監査役
取締役 (監査等委員)	永 島 惠津子	公認会計士永島会計事務所代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 小島一夫氏、石川博康氏及び永島惠津子氏は、社外取締役であります。
 - 2. 取締役 (監査等委員) 小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO (最高財務責任者) として培ってきた経験を有しており、 財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 3. 取締役(監査等委員)永島惠津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部 統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
 - 5. 取締役 (監査等委員) 小島一夫氏、石川博康氏及び永島惠津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

なお、当社では2019年4月1日付で、次のとおり取締役及び執行役員の異動がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石垣幸俊	品質管理部担当 イカリソース(株代表取締役社長
代表取締役副社長執行役員	三國惠藏	生産体制再構築プロジェクト委員長
取締役専務執行役員	佐藤貢一	経営企画室担当兼総務人事部担当兼経理財務部担当兼海外事業推進室長 イカリソース㈱取締役
常務執行役員	山 本 精一郎	マーケティング部担当兼研究開発部担当
執行役員	坂本良雄	営業統括兼物流部担当 イカリソース(㈱上席執行役員営業統括
執行役員	武市雅之	首都圏販売部長
執行役員	浅 倉 貴	生産担当兼原料調達部担当兼鳩ヶ谷工場長
執行役員	鈴 木 美奈子	業務用推進部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額(千円)
取締役(監査等委員を除く)	5	105,497
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	11,040 (11,040)
計 (うち社外取締役)	8 (3)	116,537 (11,040)

- (注) 1. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本注記において同様とします。)の報酬限度額(年額)は、3億円であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。なお、社外取締役3名で構成される監査等委員会は、取締役会において決定された各取締役会の報酬が、取締役の報酬の決定方針に基づいているか等の観点から検討を行い、報酬決定に係る手続は適正であり、決定された報酬額も妥当であると判断しております。
 - 2. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において決議された監査等委員である取締役の報酬限度額(年額)は、5千万円であります。
 - 3. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人賞与相当額1,525千円を支給しております。
 - 4. 上記の他、取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。) 3名に対して、業績連動型報酬として、2016年6月28日開催の第 91回定時株主総会において、上記(注) 1. に記載の報酬とは別枠で決議いただいておりますが、当事業年度において役員株式給付引当金繰入額は計上しておりません。
 - 5. 当事業年度末現在の人員は、取締役6名(うち社外取締役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは、2018年6月27日に退任した取締役2名を含んでいるためであります。

(4) 社外役員等に関する事項 (2019年3月31日現在)

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	小島一夫	㈱東横イン顧問
社外取締役	石川博康	アーク法律事務所代表弁護士 ㈱トレジャー・ファクトリー社外監査役
社外取締役	永 島 惠津子	公認会計士永島会計事務所代表

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小島一夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会14回中14回出席し、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO(最高財務責任者)として培ってきた豊富な経験に基づく見地から、取締役会において必要に応じ経営上有用な助言・提言を行っております。
社外取締役	石川博康	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	永 島 惠津子	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会14回中14回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内容	支払額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,800

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人から提出された当事業年度の会計監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度 の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性等を検証し、報酬等の額の妥当性について検討した 結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意をいたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反し、若しくは抵触した場合、 当該会計監査人に公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他その職務を継続すること が相当でないと認められる場合には、会計監査人を解任し又は再任しない方針です。

6 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針を、以下のとおり制定しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた取締役会規則をはじめとする取締役又は取締役会に係る諸規程、業務運営ルール及び関係会社管理規程に従い、取締役の職務を執行し、以て当社及び当社グループのコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、業務執行上、法令定款に違反するような事実を発見した場合には、遅滞なく代表取締役に対して報告するとともに、直近に開催される取締役会又は経営会議においてこれを報告する。またこの場合には、当該取締役は、速やかにこれを監査等委員会に対して報告する。

当社及び当社グループは、社会の一員として市民社会や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引等一切の関係を遮断するとともに、外部の専門家と緊密な連携をとりながら組織全体として 毅然とした態度で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及びその指揮·監督の下で当社の業務執行を行う執行役員及び使用人による職務執行に関する情報について、文書管理規程及び情報管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記載又は記録して作成し、これらの記録を取締役会及び監査等委員会が定めた役員に関する諸規程に従い、保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの危機管理のための総合的な施策及び体制の維持及び改善を目的とした危機管理規程に従いリスク管理を統括する責任者を任命し、危機管理委員会を設置すること等により、リスクの現実化を未然に防止すべく、全社的な体制で対応する。

リスク管理を統括する責任者及び危機管理委員会は、危機管理のための総合的な施策並びに体制の維持、及び改善の検討を行って、想定されるリスクの現実化を防止する。

上記防止措置にもかかわらず、想定されていたリスク又は想定されていなかったリスクが現実化した場合には、危機管理規程に基づき臨時に設置される社長執行役員を本部長とする緊急対策本部が危機管理体制を統括し、緊急対策本部員を指揮・監督して現実化したリスクの危機管理を迅速且つ適切に行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定のスピード化に対応するため、業務執行に関する基本事項を審議するほか、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入している。また業務執行上の重要事項の報告、及び経営に関する事項を協議する経営会議を原則として週1回以上開催して業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

また、取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を立案及び策定することにより、全社的に共有化される目標を設定し、それらの進捗状況について、取締役会で定期的にレビューを行い、効率的な業務運営を推進する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、組織規定により業務分掌、職務権限等を明確に区分して規定するとともに、行動規範及び 業務運営ルールの制定並びにコンプライアンスに関する研修等によって、執行役員及び使用人に対し て当社のコンプライアンスに関する周知徹底を行い、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定 款に適合することを推進する。

また、内部監査規程に基づき、社長執行役員直轄の監査室が、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を社長執行役員及び取締役会並びに監査等委員会に報告する。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社の取締役は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等との情報交換その他の連携体制を強化するとともに、子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行について報告させる。また、同規程に基づき当社経営企画室が当社グループを統括し、当社監査等委員会及び監査室による内部監査を通じたモニタリングを行うことによって、子会社の取締役及

び使用人の職務の執行についてコンプライアンスの確立及びリスクの適切な管理、対応等を推進する。 当社グループは、業務に係るリスクを洗い出し、グループ全体で危機発生時の対応に関する規程そ の他を整備する。

また、当社グループは、経営環境の変化に機動的に対応するための重要課題を抽出し、グループ各社の効率的な業務の執行に努める。

- ⑦ **監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項** 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の求めに応じて配置する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立 性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するために、その報酬、人事異動、並びに職務権限等についての決定は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員会との間で協議する。

また、当該使用人は取締役(監査等委員である取締役を除く。)の指揮命令は受けず、監査等委員会の指示に従い職務に当たる。

⑨ 取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席できるものとし、取締役から会社の業務執行に関する重要事項(内部監査の実施状況を含む。)について、適時に報告を受けられる体制をとり、稟議書・決裁書その他の重要な資料を閲覧できるものとする。また、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人は、取締役、執行役員又は使用人の不正行為又は法令・定款違反行為、会社に損害を及ぼすおそれのある事項その他当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に対して報告する。監査等委員会が必要と判断したときは、当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を当社及び当社グループの取締役、監査役、執行役員及び使用人に周知徹底

する。

⑩ 監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用を請求した場合、また、弁護士、公認会計士及び税理士等の外部の専門家を利用するための費用の支出を求める場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

① その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との間で定期的な意見交換のための会合を行うとともに、会計監査人とも定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

さらに、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査を担当する監査室並びに弁護士、公認会計士、及び税理士等の外部の専門家との間で連係を図り、より効率的目の効果的な監査を行う体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針に係る運用状況の概要については、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、経営計画の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次業績の分析・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等重要な社内会議への出席や稟議書・決裁書等の閲覧、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員会は、会社の監督機能を担う独立機関として、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ③ 監査等委員は、内部監査部門の監査結果を閲覧するほか、内部監査部門と情報交換を実施する等 連携を深め、監査の実効性を高めております。

- ④ 監査等委員会は、内部統制システムのあり方についての勉強会を各部門で開催し、会社の運営・管理、業務の適正を確立するための体制の徹底を図りました。
- ⑤ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施 いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適 正性を確保いたしました。
- ⑥ 危機管理委員会は、大規模自然災害や製品の欠陥のリスクに対する初動体制や連絡体制を整備し、 より適切なリスク管理体制の強化に努めました。
- ⑦ インサイダー取引等コンプライアンスに関する社内規程について見直しや新設を行い、コンプライアンスに関してはその重要性と業務上の留意点に関する研修を実施した他、コンプライアンス意識の向上を推進いたしました。
- ⑧ 当社グループにおきましては、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行の状況及び経営計画 の進捗状況等を確認・協議しております。また、労務管理や生産体制に関する実地監査を実施し、 当社グループの業務の適正を確保する体制の更なる向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株券等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがいまして、当社は、当社の株券等に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株券等

の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがいまして、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値 ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 i.の企業価値向上への取組 み、及び下記 ii.のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられます。したがって、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

i. 企業価値向上への取組み

当社は、1902年の創業以来、110有余年のウスターソースの製造、1951年の「とんかつソース」、1966年の「中濃ソース」の発売等を通じて培ってきた信頼とブランド力を基盤として、家庭用ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカーNo.1のプレゼンスを確立することを目指し、経済的価値を伴うブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。また、昨今のデフレ経済下においても、生産工程の見直し等により生産効率を向上させるとともに、事業構造の改革をさらに進め、経営体質の強化及び基盤事業の収益力の向上を図っております。当社では、素材の良さを引き出す汎用性の高い万能調味料として2012年に発売した「うまソース」をはじめ、既成

概念に捉われない新しい「Sauce」の開発を通じて、お客様の食の世界を広げ、ソースの新たな価値を創造していくことを目指しております。

具体的には、当社グループは2017年度からスタートする中期(3ヵ年)経営計画を策定し、この中で「自然の力とおいしさで、食の幸せと健康をサポートする企業」を中期的な企業コンセプトとし、「主力事業であるソース事業の拡充」及び「事業領域の拡大」という課題に取り組むため、グループとして新たな一歩を踏み出しました。その実現のために館林工場における生産設備の増強を行うとともに、新ブランド「&Bull-Dog」の立ち上げと、ソースにとどまらないブランド展開により、事業領域をたれ・ドレッシングに広げてまいります。

また、「自然の恵みのおいしさで、食の幸せを世界に広げる」試みの一つとして、2015年にイタリアで開催されたミラノ万博での日本館への協賛イベントにおける当社とんかつソースの試食提供に続き、2018年には、フランス・パリでイベントを開催し、パリフ区の人気商店街クレール通りにて各種ソースの紹介及び販売、ブルドックソースを使ったメニューの提供等を行い、日本の調味料としてのソースの魅力をPRいたしました。

さらに、当社にとって拡大の余地が大きい業務用市場においては、家庭用市場で長年にわたり築いてきた豊富な経験とノウハウを結集し、業務用市場における多種多様なニーズにお応えできるよう、販売体制や生産体制の強化に努めております。

当社は、今後も引き続き、これらの取組みを通じて、ソース類の製造販売事業のプロフェッショナルとして、お客様にとって「安全・安心・信頼」の商品づくりに取組み、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの 充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制

の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は執行役員制度を導入し、 業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、2018 年12月21日には、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードの改訂に対応して、当社は、 2015年11月20日策定した「コーポレート・ガバナンス方針」を改正・開示し、コーポレート・ガ バナンス体制の一層の強化を図っております。

さらに、当社は、2016年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会は3名の独立社外取締役で構成され、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・ 監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実とより透明性の高い経営の確保 に努めております。

これに加えて、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化のため、2019年6月26日 開催予定の当社第94回定時株主総会において、監査等委員でない社外取締役の1名増員を予定しております。当該定時株主総会において当該社外取締役の選任につき株主の皆様のご承認が得られた場合には、監査等委員である取締役を含め、当社取締役7名のうち4名が独立社外取締役となり、取締役会の過半数が独立社外取締役で構成されることとなります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することを決定いたしました。また、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案については、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、 又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行 おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、2019年6月26日開催予定の当社第94回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2016年5月13日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の継続について」(URL: https://www.bulldog.co.jp/company/pdf/160513_05.pdf)をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要な期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがいまして、上記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を 担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか 否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会によ る恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則((1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の各取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り 方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社 の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

※ 当社は、2019年5月14日開催の当社取締役会において、同年6月26日開催予定の当社第94回定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針が上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了するのを受けて、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(以下「新対応方針」といいます。)を導入することを決定しております。新対応方針の詳細につきましては、上記定時株主総会の株主総会参考書類の「第4号議案 当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件」をご参照ください。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様の利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への安定的な配当の維持を両立させることを前提に、収益に応じた適切な配当を行ってまいります。

⁽注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益(円単位)及び1株当たり純資産額(円単位)につきましては、小数以下第3位を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	金額
資産の部	
流動資産	8,888,941
現金及び預金	3,604,023
受取手形及び売掛金	4,592,622
商品及び製品	504,732
原材料及び貯蔵品	104,592
仕掛品	15,061
その他	67,908
固定資産	17,139,191
有形固定資産	7,761,878
建物及び構築物	2,714,415
機械装置及び運搬具	2,261,978
土地	2,656,460
その他	129,024
無形固定資産	99,304
投資その他の資産	9,278,008
投資有価証券	8,549,008
繰延税金資産	134,834
その他	628,951
貸倒引当金	△34,786
資産合計	26,028,133

	金額
負債の部	
流動負債	3,750,134
支払手形及び買掛金	1,798,534
1年内返済予定の長期借入金	146,698
未払法人税等	168,572
未払費用	1,086,327
賞与引当金	191,124
その他	358,877
固定負債	2,259,232
長期借入金	300,000
繰延税金負債	1,040,847
退職給付に係る負債	794,038
役員株式給付引当金	19,796
執行役員退職慰労引当金	6,282
長期未払金	37,400
その他	60,868
負債合計	6,009,366
純資産の部	
株主資本	17,620,172
資本金	1,044,378
資本剰余金	2,564,860
利益剰余金	14,664,342
自己株式	△653,408
その他の包括利益累計額	2,398,593
その他有価証券評価差額金	2,364,910
退職給付に係る調整累計額	33,682
純資産合計	20,018,766
負債及び純資産合計	26,028,133

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

連結損益計算書	(2018年4月1日から2019年	(単位:千円)	
売上高		17,010,140	
売上原価		8,661,664	
売上総利益		8,348,475	
販売費及び一般管理費		7,918,337	
営業利益		430,138	
営業外収益		595,187	
受取利息		173	
受取配当金		193,547	
受取保険金		3,245	
投資有価証券売却益		388,904	
その他		9,315	
営業外費用		5,166	
支払利息		4,518	
その他		648	
経常利益		1,020,158	
特別利益		256,133	
固定資産売却益		256,133	
特別損失		160,527	
固定資産除却損		696	
投資有価証券評価損		131,848	
減損損失		27,982	
税金等調整前当期純利益		1,115,764	
法人税、住民税及び事業	锐	332,699	
法人税等調整額		9,285	
当期純利益		773,779	
非支配株主に帰属する当期	純利益	_	
親会社株主に帰属する当期	純利益	773,779	

連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		株主資本合計
当期首残高	1,044,378	2,564,860	14,128,442	△653,196	17,084,483
当期変動額					
剰余金の配当			△237,879		△237,879
親会社株主に帰属する当期純利益			773,779		773,779
自己株式の取得				△211	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					_
当期変動額合計	_	_	535,900	△211	535,688
当期末残高	1,044,378	2,564,860	14,664,342	△653,408	17,620,172

		その他の包括利益累計額		
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括利益 累 計 額 合 計	純資産合計
当期首残高	3,169,438	18,508	3,187,947	20,272,431
当期変動額				
剰余金の配当			_	△237,879
親会社株主に帰属する当期純利益			_	773,779
自己株式の取得			_	△211
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△804,527	15,174	△789,353	△789,353
当期変動額合計	△804,527	15,174	△789,353	△253,664
当期末残高	2,364,910	33,682	2,398,593	20,018,766

連結注記表

- I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等
 - 1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 2社

会社の名称 イカリソース株式会社

株式会社Bullフーズ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名

富留得客(北京)商貿有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

- 2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法の適用会社

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上記の1.(2) に記載した非連結子会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算 書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属 設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年~50年

機械及び装置 10年

②無形固定資産(リース資産を除く。)

商標権……定額法(10年)によっております。

ソフトウェア(自社利用分)……社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。)への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4 執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員(取締役兼務執行役員は除く。)への慰労金の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式 基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を発生時より費用処理して おります。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額をそれぞれ発生の翌連 結会計年度より費用処理しております。

③未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益 累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

5. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

6. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において182.810千円、90千株であります。

Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 13.437.152千円

2. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

支払手形 15.698千円

Ⅲ. 連結損益計算書に関する注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	
鳩ヶ谷工場(埼玉県川口市)	遊休資産	建物、機械装置
当社グループは、各社のソース類事業で	** *とに資産をグルーピングしております。なお	. 游休資産については、個別資産ごとに

当社グループは、各社のソース類事業ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別資産ごとに グルーピングしております。

鳩ヶ谷工場において機械装置等の一部が遊休状態になり、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を将来の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,982千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物1,872千円、機械装置及び運搬具26,110千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

Ⅳ.連結株主資本等変動計算書に関する注記

- **1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数** 6.977.440株
- 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1 株当たり配当額	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	135,931千円	20円00銭	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年11月16日 取締役会	普通株式	101,947千円	15円00銭	2018年9月30日	2018年12月3日

- (注) 1. 2018年6月27日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,810千円が含まれております。
 - 2. 2018年11月16日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,357千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2019年6月26日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

①配当金の総額 135,929千円 ②配当の原資 利益剰余金 ③1株当たり配当額 20円00銭 ④基準日 2019年3月31日 ⑤効力発生日 2019年6月27日

(注) 2019年6月26日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式に対する配当金1,810千円が含まれております。

V. 金融商品に関する注記

- 1. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にソース類の製造及び販売事業を行っており、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また 一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、長期的に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごと に期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。 当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

- ②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して 保有状況を継続的に見直しております。
- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部門からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リス クを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照してください。)。

(単位:千円)

			(-12 - 11 3)
	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,604,023	3,604,023	_
(2) 受取手形及び売掛金	4,592,622	4,592,622	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	7,446,628	7,446,628	_
資産計	15,643,274	15,643,274	_
(1) 支払手形及び買掛金	1,798,534	1,798,534	_
(2) 長期借入金	446,698	444,055	△2,642
負債計	2,245,232	2,242,589	△2,642

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項 資産

- (1) 現金及び預金
 - 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金 受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券 株式は取引所の価格によっております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金
 - 支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 長期借入金 元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

	(11= 113)
区分	連結貸借対照表計上額
	1,102,380

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	3,604,023
(2) 受取手形及び売掛金(3) 投資有価証券	4,592,622
その他有価証券のうち満期があるもの	_
合計	8,196,645

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	146,698	160,000	60,000	60,000	20,000	_
合計	146,698	160,000	60,000	60,000	20,000	_

Ⅵ. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額2,985円21銭1 株当たり当期純利益115円39銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。 1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、90千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、90千株であります。

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⁽注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

計 算 書 類

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

貝恒刈炽衣 (2019年3月31日	∃現在)
	金額
資産の部	
流動資産	7,118,782
現金及び預金	3,219,163
受取手形	1,134
売掛金	3,284,344
商品及び製品	363,925
原材料及び貯蔵品	74,857
仕掛品	8,747
前払費用	41,801
短期貸付金	100,000
その他	24,808
固定資産	16,502,333
有形固定資産	6,354,996
建物	2,163,889
構築物	413,579
機械及び装置	1,798,830
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	97,732
土地	1,854,460
その他	26,502
無形固定資産	99,304
電話加入権	3,165
ソフトウエア	32,424
リース資産	63,714
投資その他の資産	10,048,033
投資有価証券	8,452,837
関係会社株式	30,000
従業員に対する長期貸付金	12,816
関係会社長期貸付金	1,020,000
長期前払費用	67,512
差入保証金	54,121
役員に対する保険積立金	443,172
その他	2,360
貸倒引当金	△34,786
資産合計	23,621,116

	(単位:千円)
	金額
負債の部 流動負債 支払手形 買掛金 1年内返済予定の長期借入金 リース債務 未払金 未払表費用 未払法人税等 未払当費利当金 預り金 その他 固定負債 長期借入金 リース債務 繰延税金負債 退職給付引当金 役員株式給付引当金	2,394,433 329,662 887,512 60,000 41,204 106,195 534,226 142,549 116,980 160,550 12,735 2,817 2,099,459 300,000 56,087 1,025,982 651,583 19,796
執行役員退職慰労引当金 長期未払金 その他	6,282 37,400 2,328
負債合計	4,493,893
純資産の部 株主資本 資本金 資本剰余金 資本準備金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 別途積立金 繰越利益剰余金 自己株式 評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金 純資産合計	16,805,559 1,044,378 2,564,860 2,564,860 13,849,729 261,094 13,588,634 772,422 11,470,000 1,346,212 △653,408 2,321,663 2,321,663 19,127,222
負債及び純資産合計	23,621,116

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	/	(単位・十円
	金額	
売上高	11,705,437	
売上原価	6,527,624	
売上総利益	5,177,813	
販売費及び一般管理費	4,843,382	
営業利益	334,430	
営業外収益	612,998	
受取利息	14,226	
受取配当金	192,622	
投資有価証券売却益	388,904	
その他	17,244	
営業外費用	2,781	
支払利息	2,715	
その他	66	
経常利益	944,647	
特別利益	256,133	
固定資産売却益	256,133	
特別損失	159,831	
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	131,848	
減損損失	27,982	
税引前当期純利益	1,040,949	
法人税、住民税及び事業税	302,845	
法人税等調整額	15,785	
当期純利益	722,318	

株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単	立	:	Ŧ	円)

	株主資本							
	資本剰余金							
	資本金		資本剰余金					利
	212				固定資産 圧縮積立金	別途積立金		合計
当期首残高	1,044,378	2,564,860	2,564,860	261,094	780,087	11,470,000	854,108	13,365,289
当期変動額								
剰余金の配当			_				△237,879	△237,879
当期純利益			_				722,318	722,318
自己株式の取得			_					_
固定資産圧縮積立金取崩			_		△7,664	***************************************	7,664	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			_			•		_
当期変動額合計	_	_	_	_	△7,664	_	492,104	484,439
当期末残高	1,044,378	2,564,860	2,564,860	261,094	772,422	11,470,000	1,346,212	13,849,729

	株主	資本	評価・換		
			その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	△653,196	16,321,331	3,140,125	3,140,125	19,461,457
当期変動額					
剰余金の配当		△237,879		-	△237,879
当期純利益		722,318			722,318
自己株式の取得	△211	△211		-	△211
固定資産圧縮積立金取崩		_		-	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		_	△818,462	△818,462	△818,462
当期変動額合計	△211	484,227	△818,462	△818,462	△334,234
当期末残高	△653,408	16,805,559	2,321,663	2,321,663	19,127,222

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により 算定)によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年~50年

機械及び装置 10年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く。)

ソフトウェア(自社利用分)……社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3)リース貸産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につい ては個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(3) 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。)への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 執行役員退職慰労引当金

執行役員業績株価連動報酬制度規程に基づく当社の執行役員(取締役兼務執行役員は除く。)への慰労金の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基 準によっております。 ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による按分額をそれぞれ発生の翌 事業年度より費用処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計 処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

6. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表関係)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

7. 追加情報

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、信託を通じて当 社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより 信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、 当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度 及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において182.810千円、90千株であります。

Ⅱ. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,012,502千円

2. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。 支払手形 15.698千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 115,590千円 短期金銭債務 77,465千円

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引

営業収益 19,154千円 営業費用 731,405千円 営業取引以外の取引高 22.622千円

2. 減損損失に関する注記

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
鳩ヶ谷工場(埼玉県川口市)	遊休資産	建物、機械装置

当社は、ソース類事業を1つの資産グループとしてグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングしております。

鳩ヶ谷工場において機械装置等の一部が遊休状態になり、将来の用途が定まっていないため、帳簿価額を将来の回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(27,982千円)として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物1,872千円、機械及び装置26,110千円であります。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額を零として評価しております。

Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	271,366株	98株	_	271,464株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加98株は、単元未満株式の買取り請求による増加98株によるものです。
 - 2. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が90,500株含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	199,514千円
賞与引当金	49,160
役員株式給付引当金	6,061
執行役員退職慰労引当金	1,923
未払事業税	11,450
長期未払金	11,451
投資有価証券評価損	95,415
その他	110,696
小計	485,674
評価性引当金	△163,821
繰延税金資産合計	321,853
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,006,946千円
固定資産圧縮積立金	△340,888
繰延税金負債合計	△1,347,835
繰延税金負債の純額	△1,025,982

VI. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) 子会社等

属性	会社等の 名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合(%)	関係 役員の兼任等		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
イカリ 子会社 ソース 株式会社					<i>(</i> , ,)			資金の	150,000	短期 貸付金	100,000
	-ス 宍岬県 350,000	一人規() 直接	(所有) 直接 100.0	接 2名	資金の 回収	回収	150,000	長期 貸付金	1,000,000		
	N.2021	11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-			100.0			利息の 受取	14,608	未収 利息	5,641

- (注) 1. 関連当事者との取引金額には消費税等を含んでおりません。
 - 2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。また担保の受入はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 2,852円27銭 1 株当たり当期純利益 107円71銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、90千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、90千株であります。

Ⅲ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

⁽注)本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

監 査 報 告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ブルドックソース株式会社 取締役会 御中

三優監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結 計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の 判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内 部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査 手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計 方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

ブルドックソース株式会社 取締役会 御中

=優監査法人

指定社員業務執行社員指定社員

公認会計士 野村 聡 印

指 定 社 員 公認会計士 井上 道明® 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 音 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行について監査いた しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基 づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告 を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と 連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を 求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社につ いては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その 他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からそ の職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行わ れることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10 月28日企業会計審議会) 等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変 動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書及び連結注記表) について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の 記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めま す。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株 主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

ブルドックソース株式会社 監査等委員会

監査等委員 小鳥 一 夫 印

監査等委員 石川博 康印

監査等委員 永 鳥 惠津子 印

(注) 監査等委員 小島一夫、石川博康及び永島惠津子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

M	Ε	M	0			

定時株主総会会場ご案内図

会場

鉄鋼会館 8階 801号室

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号 電話03-3669-4856

交通

東京メトロ 東西線「茅場町駅」

東京メトロ |日比谷線「茅場町駅」

東京メトロ |日比谷線「八丁堀駅」

都 営 | 浅草線「日本橋駅」

J R │ 「東京駅」

12番出口徒歩5分

2番出口徒歩5分

A5番出口徒歩5分

D1番出口徒歩10分

| 八重洲中央口徒歩15分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

■ お問い合せ先 ブルドックソース株式会社 総務人事部 電話 03-3668-6811





見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。